「第13次鳥獣保護管理事業計画(改正案)」及び 「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)(改正案)」 の概要について

(改正点説明資料)

令和6年3月12日 生産者支援課

- ○鳥獣保護管理事業計画
 - ・国の基本指針に準じて、県が5年単位で鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の再指定計画、 鳥獣捕獲の許可基準、鳥獣保護管理に関する普及啓発などの計画を策定するもの。
- ○第二種特定鳥獣管理計画
 - ・鳥獣保護管理事業計画に準じて、生息数や生息域が増大して、被害が大きい鳥獣に対して 県が5年単位で管理計画を策定するもの。計画の策定により狩猟期間の延長等の法の特例 の適用が可能となる。佐賀県はイノシシで策定。

計画策定に係る関係法令

【鳥獣保護管理法】

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(以下、「鳥獣保護管理事業」という。) を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第四条 都道府**県知事**は、<u>基本指針に即して</u>、当該都道府県知事が行う<u>**鳥獣保護管理事業の実施に関する 計画**(以下「**鳥獣保護管理事業計画**」という。)<u>を定める</u>ものとする。</u>

第七条の二第一項 都道府<u>県知事</u>は、当該都道府県の区域内において、その<u>生息数が著しく増加し、又は</u> その生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を<u>定めることができる</u>。

同条第三項 第二種特定鳥獣保護計画は、<u>鳥獣保護管理事業計画に適合したもの</u>でなければならない。

〈<u>第二種特定鳥獣管理計画の策定により、法の特例を適用することができる</u>(第十四条)〉



・現行の佐賀県の「**第13次**鳥獣保護管理計画」 及び「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 (**第6期**)」は令和4年度~<u>令和8年度まで</u>(5年間)



<u>令和3年度末に策定を行ったところであるが、狩猟行政や有害鳥獣対策を推進するうえで必要な事項</u> <u>について改正を行いたい。</u>

1. 狩猟者登録について

<改正点>

・狩猟者登録の申請書の添付資料として、必要に応じて同意書(資料5)の提出を求める ことができるように改正する。

<改正理由>

・県内において、

鳥獣保護区や公道など狩猟が禁止されている場所での罠の設置 設置者の住所や氏名などを記載した標識が無い罠の設置 捕獲した状態で数日間放置されている罠

など違法な罠が散見されており、県、市町、鳥獣保護管理員による巡回・指導を行っている。

- ・しかしながら、違法な罠を発見しても、設置者の同意が無ければ罠の解除等の対策を行うことができないため、危険な状況で長時間放置されることになる。
- ・そこで、
 - ○違法罠に対する県の姿勢を示すことで、違法な罠の設置を未然に防ぐため
- ○違法罠や危険性の高い罠を発見した際に、直ちに猟具を解除できるようにするため に狩猟者登録時に罠の解除等に関する同意書の提出を求めることができるように改正する。

2. 有害捕獲の許可について①

<改正点>

・有害捕獲の許可にあたって、「当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。」を 「銃猟の場合は、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。」に変更 する。

<改正理由>

- ・現在、わな免許を取得しても、すぐには自家以外の有害捕獲従事できない
- ・しかし、わな猟、網猟に関しては免許取得後の経験が少ない状態であっても、比較的危険性 が低い
- ・そこで、
 - ○新規免許取得者が自家だけでなく地域の農作物被害対策に貢献できるようにするため にわな猟及び網猟に限り狩猟者登録を有害捕獲の要件としないように改正する。

3. 有害駆除の許可について②

<改正点>

・「佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。」 という文言を削除する。

<改正理由>

- ・技術と経験があることを確認してもらうための項目であるが、「確認を受けた者」としか書いておらず、何を確認するのかの説明がない。
- ・有害捕獲は市町の責任で進めていくべきものであるが、重要な確認を猟友会支部長任せにする内容になっている。
- ・九州各県において、猟友会に確認をさせるように定めている県はない。
 - ※なお、猟友会支部長の確認が必要と市町が判断した場合に拒むものではない。

4. 許可なしで使用できる箱わなのサイズについて

<改正点>

・現在、住宅敷地内や被害農場内で狩猟免許なしで使用できる箱わなは3辺の長さの合計が160cm以内となっているが、当該箱わなのサイズ規定を削除する。

<改正理由>

- ・第11次計画策定時に、国の指針が改正され狩猟免許なしでも小型の箱わな等で敷地内に限り 捕獲許可の発行が認められるようになったところ。(サイズの規定については任意)
- ・佐賀県では、3辺の長さの合計が160cm以内の箱わなのみ狩猟免許なしでも使えるように規定しているが、160cm以内ではアライグマの尻尾がはみ出し、捕獲できない事例がある。
- ・九州各県でサイズについて規定している県は佐賀県のみ。

5. 鳥類の罠による捕獲について

<改正点>

・罠による鳥類の捕獲を認める。

<改正理由>

・カモ捕獲などの手段として罠の活用も加えることで、農作物等の被害軽減を図っていくため。

「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)」の改正の具体的内容について

1. 広域捕獲事業について

- <改正点>
- ・広域捕獲事業を行う上で必要となる記述を追加する。

<改正理由>

- ・令和3年度の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」 の見直しにより、市町長からの要請を受けた県は、
 - ①協議の場の設置
 - ②市町間の連絡調整
 - を行ったうえで、必要と判断した場合には、
 - ③県による個体数調整のための捕獲(広域捕獲)
 - を行うことができるようになった。
- ・県では令和4年度からこの広域捕獲事業のうち①②を行ってきたところ。
- ・また、令和6年度には③を行う予定であるが、そのうえで必要となる予算(国庫)を活用するためには県計画に広域捕獲事業に関する記述が必要となる。
- ・現在の計画では広域捕獲事業に関する記述が不十分であるため、上述の3つのポイントについて文言を追加する。

今後のスケジュールについて

月	時期	
3 月	上旬	・環境審議会に、計画案について諮問 ・県環境審議会鳥獣部会の開催通知
	中旬	・佐賀県環境審議会鳥獣部会の開催(3月12日)、計画案について審議 ・審議会の結果を基に計画案を修正 ・大きな修正があれば、環境審議会を回議で開催。
	下旬	・計画案について、環境審議会から県に答申
4月 以降		・計画の改正について市町、県関係機関、農業団体、猟友会、関係団体等へ通知
		・県の事業推進会議や担当者会議等で新たな計画について説明